

契 約 書  
(短期入所療養介護)

介護老人保健施設 フォレスト熊本

利用者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と事業者（一財）杏仁会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する短期入所療養介護事業所フォレスト熊本（以下「本施設」という。）の短期入所療養介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における短期入所療養介護サービスを提供し、甲の療養生活の質の向上及び甲の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

2 乙は、短期入所療養介護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（短期入所療養介護計画の作成・変更）

第4条 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身の状況及び病状、置かれている環境等の評価並びに医師の診断に基づき、サービス提供の開始前から終了後までの甲が利用するサービスの継続性に配慮して、速やかに短期入所療養介護計画を作成します。

2 短期入所療養介護計画には、本施設で提供するサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 短期入所療養介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する短期入所療養介護サービスの目的に従い、短期入所療養介護計画の変更を行います。

一 甲の心身の状況等の変化により、当該短期入所療養介護計画を変更する必要がある場合

二 甲が短期入所療養介護計画の変更を希望する場合

- 5 乙は、前項に定める短期入所療養介護計画の変更を行う際には、甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

(短期入所療養介護サービスの内容及びその提供)

第5条 乙は、前条により作成された短期入所療養介護計画に基づき、甲に対し短期入所療養介護サービスを提供します。ただし、短期入所療養介護計画を作成する必要がある場合は、乙は、甲の要介護状態の軽減もしくは悪化防止のために甲の心身の状況等に配慮し、適切な短期入所療養介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 乙は、甲の短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から関係法令等に定められた期間保存しなければなりません。
- 3 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(短期入所療養介護サービスの利用)

第6条 甲は、乙が提供する短期入所療養介護サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日のおおむね2カ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。

- 2 前項の申し込みに対して、乙は正当な理由がない限り、甲の利用を拒めません。
- 3 乙は、自ら適切な短期入所療養介護サービスを提供することが困難な場合は、甲の利用する居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

(身体的拘束その他の行動制限)

第7条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

- 2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- 3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第5条第2項の短期入所療養介護サービスの提供に関する記録に次の事項を記載します。

- 一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- 二 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 三 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(協力義務)

第8条 甲は、乙が甲のため短期入所療養介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した短期入所療養介護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

(診療の方針)

第10条 乙は、配置の医師及び看護職員に常に甲の健康状態に注意させ、必要に応じて適切な診療・指導を行うよう誠意を持って指導します。

2 乙は、甲に病状の急変が生じた場合等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な対応を講じます。

(費用)

第11条 乙が提供する短期入所療養介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する短期入所療養介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、短期入所療養介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第12条 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、乙が甲に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、乙は全額の支払いがあるまでの次回の利用をお断りすることがあります。

(秘密保持)

第13条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関す

る個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第14条 甲は、現に短期入所療養介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

2 甲は、現に短期入所療養介護サービスを利用中であっても、乙に債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

一 第12条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。

二 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

三 甲が故意に法令違反、ハラスメント行為、その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

2 乙は、甲が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。

一 甲が伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

二 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

3 乙は、前二項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第16条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 甲が、要介護（支援）認定を受けられなかったとき

二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三 第14条に基づき、甲が契約を解除したとき

四 第15条に基づき、乙が契約を解除したとき

五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

六 甲が、死亡したとき

(清算)

第17条 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。

(損害賠償)

第18条 乙は、短期入所療養介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第19条 甲は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第20条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることとします。ただし、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は次の責任を負います。

- 一 甲が他の医療機関に入院する場合、入院の手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 二 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(連帯保証人)

第21条 連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する債務について、30万円を限度として乙と連帯して履行の責を負うものとします。

2 甲は、連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の要求する条件を満たす連帯保証人を新たに選任しなければなりません。

3 身元引受人が前記第20条2項に記載された責任を負わない場合は、身元引受人に代わって連帯保証人がその責任を負うものとします

(合意管轄)

第22条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名して1通ずつを保有します。

年 月 日

利用者甲

住所

氏名

代理人（選任した場合）

住所

氏名

署名代行者

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所

氏名

続柄

署名を代行した理由

身元引受人

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

事業者乙

住所 熊本市中央区渡鹿5丁目1-37

事業者（法人）名 一般財団法人 杏仁会

施設名 介護老人保健施設フォレスト熊本

（事業所番号） 4350180172

代表者名 施設長 上妻 和夫